

平成25年第3回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成25年 9月12日 午前9時30分開議

議 長	<p>おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより本会議を開催致します。</p> <p>去る6日に開会されました第3回定例会も、本日最終日となりました。</p>
々	<p>連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>ただいまの出席議員数は8名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。</p>
々	<p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。</p>
々	<p>日程第1、「委員長報告」を議題と致します。</p> <p>決算特別委員会委員長から「審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告をしていただきます。決算特別委員会委員長の報告をお願い致します。圓山決算特別委員会委員長。</p>
圓山決算特別委員会委員長	<p>平成25年9月12日。</p> <p>川本町議会議長、大畑茂久殿。</p> <p>決算特別委員会委員長、圓山達雄。</p> <p>委員会審査報告書。</p> <p>本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第76条の規定により報告します。</p> <p>記。</p>
々	<p>「議案第66号、平成24年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。</p>
々	<p>「議案第67号、平成24年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。</p>
々	<p>「議案第68号、平成24年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。</p>
々	<p>「議案第69号、平成24年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。</p>

圓山決算特別委員会委員長
「議案第70号、平成24年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。

々
「議案第71号、平成24年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。

々
以上でございます。

議長
以上で、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

々
それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。
委員長報告の決算認定審査6議案に対する質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）

々
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々
それでは、ただいま報告のありました全議案につきまして、これより討論並びに採決を行います。

々
先ず「議案第66号、平成24年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々
これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第66号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第66号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々
続いて「議案第67号、平成24年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第67号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第67号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて「議案第68号、平成24年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第68号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第68号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて「議案第69号、平成24年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第69号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。

- 議 長 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって、「議案第69号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて「議案第70号、平成24年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第70号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって、「議案第70号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて「議案第71号、平成24年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第71号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって、「議案第71号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 それでは続いて、総務教民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。

議 長	<p>それでは、総務教民常任委員長の報告をお願い致します。 圓山総務教民常任委員長。</p>
圓山総教常 任委員長	<p>平成25年9月12日。 川本町議会議長、大畑茂久殿。総務教民常任委員会 委員長 圓山達雄。 陳情審査結果報告書。 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。 記。 1. 受理番号、陳情第1号（平成24年）。 件名、島根原発をなくし、再生可能エネルギーへの転換を求める陳情。 付託年月日、平成24年3月9日。 審査年月日、平成25年9月9日。 審査の結果、趣旨採択とすべきもの。 以上であります。</p>
議 長	<p>以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。</p>
々	<p>そう致しますと、「平成24年 陳情第1号」に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 （「ありません」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。 （「ありません」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終結致します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。 「平成24年、陳情第1号、島根原発をなくし、再生可能エネルギーへの転換を求める陳情」に対する、委員長報告は「趣旨採択すべきもの」であります。 この「平成24年、陳情第1号」に対して、「趣旨採択」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。 挙手「全員」であります。 よって、「平成24年、陳情第1号」は、委員長報告のとおり「趣旨採択」とすることに「決定」致しました。</p>
々	<p>以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。</p>

- 議 長 それでは、日程第2、「議案第58号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第58号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第58号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第3、「議案第59号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第59号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第59号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第4、「議案第60号、招致外国青年の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第60号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第60号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第5、「議案第61号、平成25年度川本町一般会計補正予算（第3号）」の件を議題と致します。
 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第61号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第61号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第6、「議案第62号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第62号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。
よって「議案第62号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第7、「議案第63号、平成25年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第63号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第63号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 続いて、日程第8、「議案第64号、平成25年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第64号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第64号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第9、「議案第65号、平成25年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。

- 議 長 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第65号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第65号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 続いて、日程第10、「議案第72号、財産の取得について」の件を議題
 と致します。
 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第72号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第72号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第11、「発議第6号、道州制導入に断固反対する意見書の提出
 について」、提出者から提案理由の説明を求めます。
 8番圓山議員。
- 8番 発議第6号、「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について。
圓山議員 上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出
 致します。平成25年9月12日提出。
 提出者、川本町議会議員 圓山 達雄。
 賛成者、川本町議会議員 植田 昌平、川本町議会議員 高良 敏幸。
- 々 道州制導入に断固反対する意見書(案)。
 我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その
 総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定
 し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧
 な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が
 提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。
 さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要
 望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。
 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出
 の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制へ

8 番
圓山議員

の移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々川本町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月12日。島根県川本町議会。

々
なお、意見書の提出先は次ページに書いてありますので、ご覧をいただきたいと思います。以上です。

議 長
以上で提案理由の説明を終わります。

々
これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々
これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々
これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「発議第6号、道州制導入に断固反対する意見書の提出について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々
よって「発議第6号」は原案のとおり、「決定」致しました。

議 長 続いて、日程第 1 2、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題と致します。

々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第 7 4 条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」を致しました。

々 次に、日程第 1 3、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。お手元に配布しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々 次に、日程第 1 4、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外 平成 2 5 年第 3 回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶
三宅町長 を申し上げます。

今定例会では平成 2 4 年度の一般会計及び特別会計の決算認定をはじめ、ご提案申し上げました議案を、それぞれ慎重にご審議をいただき全て原案どおり議決、ご承認を賜り誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。一般質問や議案審議の過程でお寄せいただきました貴重なご意見、ご提言等は常に念頭におきまして町政執行にあたりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

々 9 日には J R 西日本本社へ溝口知事と出向き、三江線の早期全線運行再開を要望してきたところでございます。応対いただきました副社長から、来年の出水期までに因原の鉄橋の復旧を目指したいという回答をいただき、一安心したところでございます。9 月に入りまして多少、過ごしやすくなって参りましたが、まだまだ残暑が続いております。又、実りの秋を迎える訳でございますが、台風等の被害が無く、実り多き秋である事を願う次第でございます。これから議員の皆様におかれましては、文化祭等々と行事多彩なご多忙の季節かと存じます。どうかご自愛をいただきまして、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

以上、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

